



第 17 期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2024年10月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号
渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

決議
事項

議 案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2024年10月24日（木曜日）午後5時まで

証券コード 6535
2024年10月7日
(電子提供措置の開始日2024年10月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社 アイモバイル
代表取締役社長 野口 哲也

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.i-mobile.co.jp/ir/library/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名（アイモバイル）又は証券コード（6535）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」覧よりご確認ください。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日の出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権行使ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、書面の場合は同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。また、インターネットの場合は2024年10月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、3～5ページの「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.i-mobile.co.jp/ir/library/meeting.html>) に掲載させていただく予定です。

## 議決権行使についてのご案内

■ 下記3つの方法がございます。

### ● インターネットによるご行使



行使期限

2024年10月24日（木曜日）  
午後5時行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

▶「QRコードを読み取る方法「スマート行使」」については次頁をご参照ください。

### ● 郵送によるご行使



行使期限

2024年10月24日（木曜日）  
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2024年10月25日（金曜日）  
午前10時

（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

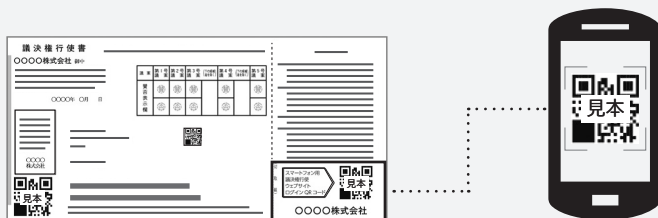
議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

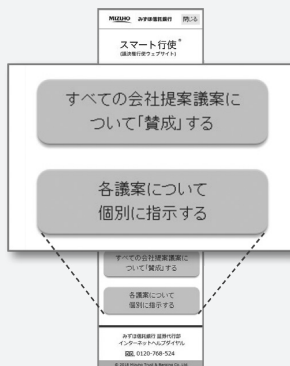
## ◆ QRコードを読み取る方法「スマート行使」◆

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。  
詳細は次頁をご参照ください。

## ◆ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法 ◆

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従って行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

### 議決権行使の手順について

#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

#### 2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

#### 3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### パスワードのお取り扱い

- ◎パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ◎パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く））

# 事業報告

(2023年8月1日から  
2024年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年8月1日～2024年7月31日）におけるわが国経済は、社会活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復に伴う景気浮揚効果がみられる一方、物価高による内需の低迷を背景に実質賃金の伸び率もマイナスが続く等、景気回復には足踏みもみられます。

当社グループは「ひとの未来」に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主たる事業領域であるふるさと納税市場において、2023年度のふるさと納税受入額は前年度比約1.2倍の1兆1,175億円となり、初めて1兆円を突破しました。受入件数も前年度比約1.1倍の5,894万件、さらに、ふるさと納税の控除適用者数（ふるさと納税を実際に行い住民税控除適用された人数）も前年度比約1.1倍の約1,000万人と過去最高となり<sup>\*1</sup>、「地方創生の実現」という本来の趣旨に沿った制度として広く認知されつつある一方、ふるさと納税の利用率<sup>\*2</sup>は16.6%と低く、市場拡大による成長余地が大きいと見込まれております。

また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2023年のインターネット広告費は、前年比107.8%の3兆3,330億円と好調な成長を続けており<sup>\*3</sup>、サーチ広告やソーシャルメディア広告、動画広告が牽引し、今後も市場は堅調に推移することが見込まれております。しかしながら、世界的な人々の行動・消費生活の変化は、広告単価の低迷など当社の主力であるアドネットワーク事業へ大きな影響を及ぼしており、予断を許さない状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告（アドネットワーク）事業で培ったテクノロジーとマーケティング・ノウハウを多角的に活用し、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、更なる企業価値の向上に努めております。

地域産業振興などの社会課題を解決する機能を持つふるさと納税事業においては、

「ふるなび」ブランドの認知度向上とプロモーション活動を推進し、契約自治体や会員を増やすと共に、自治体との共創による飲食や宿泊等、独自企画の体験型返礼品の拡充を図るほか、新たにふるさと納税業務代行サービスを開始しました。インターネット広告事業においては、アドネットワーク事業から成長市場であるインフルエンサーマーケティング事業やアプリ運営事業へのリソースのシフトによる事業ポートフォリオの最適化を進めております。さらに、社会課題を解決することで地方創生を実現するグリーンエネルギー事業の実証実験では、耕作放棄地を活用したソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）施設が当連結会計年度において新たに8ヶ所稼働を開始し、これにより当社が運営する太陽光発電所（営農型+野立て<sup>※4</sup>）は合計14ヶ所<sup>※5</sup>となりました。また、ふるさと納税事業での地方自治体や宿泊施設との連携を活かし、電気自動車のインフラ構築を促進するEV充電サービス「ふるなびEVチャージ」においても、初期目標の100台設置を目指し、当初計画に対して順調に進捗しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、18,735百万円（前年同期比114.1%）、営業利益は3,549百万円（同100.7%）、経常利益は3,459百万円（同100.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,420百万円（同100.7%）となりました。

※1 出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、2024年8月2日公表

なお、ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度（4月1日～翌年3月31日）の状況を集計したものであります。

※2 ふるさと納税の利用率は「総務省発刊：各年度の課税における住民税控除額の実績等」及び「総務省発刊：各年度の市町村税課税状況等の調」を参考に当社にて算出

※3 出典：株式会社電通「2023年 日本の広告費」、2024年2月27日発表

※4 土地に直接、太陽光発電設備を設置して売電する方法

※5 本招集通知開示時点では15ヶ所の太陽光発電所（営農型+野立て）が稼働しております。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

また、当連結会計年度の期首に一部費用の配賦方法を変更しております。



### （コンシューマ事業）

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。主力事業であるふるさと納税事業「ふるなび」では、ふるさと納税市場の安定した高成長が継続する中、競争優位性確保のための市場シェア20%の目標実現に向け、継続的なプロモーションの実施や、顧客の利便性とニーズを考慮したポータルサイトの機能の向上に努めました。さらに、周辺事業である「ふるなびトラベル」では、体験型返礼品の拡充に加え、宿泊・飲食店などの提携施設数が前年同期比でおよそ2倍に拡大するなど、ユーザー体験の向上を通じて、顧客の継続的な利用を促進しております。これらの施策が顧客層の拡大及びリピーターの増加に寄与し、前年同期比で寄附件数や会員数は順調に伸長しました。また、ふるさと納税業務代行サービスを開始し、業務効率化と経費削減等のサポートに加え、自治体の魅力発信の強化など、自治体との連携を強化しております。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は15,950百万円（前年同期比120.1%）、セグメント利益は3,446百万円（同115.8%）となりました。

### （インターネット広告事業）

インターネット広告事業では、アドネットワーク事業、インフルエンサーマーケティング事業<sup>※6</sup>、メディアソリューション事業、広告代理店事業（サイバーコンサルタント社）、アプリ運営事業（オーテ社等）を展開しております。アプリ運営事業では、開発期間を短縮できる環境の整備などを進め、Android版とiOS版の同時リリースの実現に加え、他社との開発連携による新規タイトルのリリースを強化した結果、当連結会計年度においては、当初計画を超える5本の新規タイトルをリリースしました。また、「交換コイン」<sup>※7</sup>を導入するなど、ユーザーのリテンション向上にも注力しました。さらには、新たな収益の獲得に向けて、他社との協業によるポイ活<sup>※8</sup>市場に参入したことなどにより、売上高は順調に回復しております。インフルエンサーマーケティング事業においては、インフルエンサー登録者数及び稼働率を伸ばすため、多様な料金プランの提供を開始すると共に、広告主への外部商材の提案など総合的なサポート体制の構築も進めております。また、メディアソリューション事業においては、稼働パートナー数が過去最高を更新したことに加え、新たな広告フォーマットが収益に寄与し、業績は安定的に推移しております。一方で、アドネットワーク事業での当社の主要顧客や業界全体での広告費予算の減少が当社収益に与える影響が依然として大きく、売上高・セグメント利益共に前年同期比で減収減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は2,756百万円（前年同期比86.7%）、セグメント利益は333百万円（同49.9%）となりました。

- ※6 成長事業へ注力するため、2024年7月期より「アフィリエイト事業」の名称を「インフルエンサーマーケティング事業」に変更しております。なお、同事業には従来のアフィリエイト事業活動も含まれます。
- ※7 懸賞にはずれてもコインが付与され、そのコインを貯めることで景品へ交換ができる仕組み
- ※8 「ポイント活動」の略で、ポイントを貯めたり、貯まったポイントを活用することなどの総称

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、805百万円であります。その主なものは、インターネット広告事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得94百万円、コンシューマ事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得52百万円、全社資産である新本社設備の取得387百万円及びその他設備の取得270百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「ひとの未来」に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによる事業を展開しております。

2021年9月8日に発表した中期経営計画（2023年9月7日、ターゲットを2025年7月期に修正）を基に、中期的な成長を実現すべく、市場及び競合環境の変化を機敏に捉え、機動的に戦略を修正しながら計画を推進した結果、経営成績は順

調に推移しております。

ふるさと納税事業を中心とする「コンシューマ事業」においては、競争優位性を確立する市場シェアの獲得に向け、独自の体験型返礼品や顧客のニーズに基づいた機能の拡充や提携自治体や返礼品数の拡大及び、新規顧客獲得のためのプロモーション活動に注力しております。また、更なる収益事業の創出に向けて、「ふるなび」を基点とした周辺事業への投資を展開しております。

一方、「インターネット広告事業」においては、事業ポートフォリオの見直しを実施し、アプリ運営事業でのタイトルリリース数の増加や自社コンテンツの協業展開などを推進するなど成長分野へのシフトを図ることによって収益回復を目指しております。

今般、更なる事業環境の変化に対応し、基盤収益を確保しながら新たな成長を実現すべく、2024年9月12日に新中期経営計画を発表いたしました。

これら2つの事業領域において、アセットの最適配分と相乗効果を最大限に発揮し、グリーンエネルギー事業などの新規事業の推進に加えM&Aを活用することで企業価値をより一層高めてまいります。

今後の更なる事業拡大及び、企業価値の向上を持続するため、以下を課題として認識し、取り組む所存であります。

#### ① 新規ユーザーの獲得とユーザーエンゲージメントの強化

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループ及び当社グループのサービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することでユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効率的で効果の高い広告宣伝活動や、「ふるなび」ブランドを活用した事業展開を拡大してまいります。

また、既存ユーザーのニーズを汲み取り、サービス品質を高め続けると共に、顧客満足度の高い周辺サービスを開発することで、エンゲージメントをより強化し、長期的に当社グループのサービスをご利用いただけるよう努めてまいります。

#### ② 新規事業の創出

当社グループが持続的な成長を実現するための戦略として、既存事業の成長を図る施策に加え、既存事業のアセットを活用した新規事業の開発に取り組み続けることが重要であると考えております。特に、「ふるなび」を基点とした周辺事業への投資により、新たな収益事業の創出に注力してまいります。

#### ③ 既存事業の安定収益化と事業ポートフォリオの拡大

当社グループの成長を実現するためには、既存事業の基盤強化による安定収益化が不可欠であると認識しております。収益力の高い既存事業を中長期にわたりより安定的な収益源とするために、市場プレゼンスを高める施策を推進

してまいります。

また、市場環境の変化に対応し、事業ポートフォリオの再構築を進めながら、ユーザーセグメントの異なる事業を組み合わせたポートフォリオを構築する等、ビジネスモデルを多様化することで将来にわたる収益を確保し、持続的な成長に繋げてまいります。

#### ④ 事業提携、企業買収への積極的な取り組み

今後の更なる収益基盤の安定化及び、持続的な成長を図るためには、次の成長を担う新規事業及び既存事業からの派生事業の創出により、収益源の多様化を実現することが必要不可欠であると考えております。そのためには、自社による事業開発のみならず、事業提携やM&A等による新たな事業・サービスへの投資を実行することで、成長への挑戦を継続してまいります。

#### ⑤ 広告配信性能の向上

インターネット広告事業は、競合環境及び事業環境の変化等により、広告配信性能の競争優位性を確保することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは、統計処理及び機械学習等における広告配信技術を高め、豊富なユーザーデータを基に効率の良い広告配信枠の買付を実施し、より競争力ある広告配信サービスの提供を図ってまいります。

#### ⑥ 開発体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境は、技術革新及び市場の変化のスピードが速く、日々新たな対応が求められる環境にあります。このような環境の中、更なる事業拡大のため、技術領域への投資、品質の高い開発手法の導入及び人工知能技術などの研究を一層加速させ、機動的で競争力重視のサービス開発体制の整備を図ってまいります。

また、当社グループの事業はウェブ上で運営されていることから、システムを安定的に稼働させ、問題の発生時には迅速な解決が求められていると認識しております。快適な状態でユーザーにサービスを提供するために、システムを安定的に稼働させるための技術の開発及び人員確保等に努めてまいります。

#### ⑦ 優秀な人材の育成と確保

当社グループの更なる成長のためには、社員全員が企業理念や経営方針を深く理解し、「Smile × Growth × Team」というValuesを体現していくことが必要不可欠であると考えております。そのために、社員の成長を支える制度や社員間、部署間のコミュニケーションを高める仕組みの整備を行うと共に、誰もが安心・安全に活躍できる環境の構築に努めてまいります。

また、組織の規模拡大による機動性の低下等の発生を防ぐため、事業展開に応じた組織体制の整備と適切な人員配置により、効率化と意思決定の機動性確保を図ってまいります。これらを通じて、一人一人が高い実行力を発揮し、ビ

ビジネスの遂行や効率的な仕組み作りを可能にする組織を実現いたします。

#### ⑧ サステナブルな社会の実現

当社グループのビジョン「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」の実現に向け、事業をはじめとした企業活動を通じ社会課題の解決に取り組み、全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として、継続的な企業価値の向上を目指しております。

当社グループは優先的に取り組むべき課題として、「人々のQOLの向上」「社会的価値の創造」「持続可能な街づくり」「地域の魅力創出」の4つの重要課題（マテリアリティ）を特定しており、ふるさと納税事業「ふるなび」と「企業版ふるさと納税」を活用した地域支援により、社会課題の解決とサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

また、事業を通じた社会課題解決への取り組みであるグリーンエネルギー事業では、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）施設をはじめとした発電施設に加え、EV充電サービス「ふるなびEVチャージ」の設置が順調に進んでおり、持続可能な循環型社会を実現するための事業を創造し続けており、この事業を推進し収益化を図ってまいります。

#### (9) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第14期<br>2021年7月期 | 第15期<br>2022年7月期 | 第16期<br>2023年7月期 | 第17期<br>(当連結会計年度)<br>2024年7月期 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高           | 11,592百万円        | 13,933百万円        | 16,426百万円        | 18,735百万円                     |
| 経 常 利 益         | 3,366百万円         | 3,839百万円         | 3,434百万円         | 3,459百万円                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,299百万円         | 2,678百万円         | 2,404百万円         | 2,420百万円                      |
| 1株当たり当期純利益      | 107.39 円         | 125.04 円         | 39.93 円          | 42.13 円                       |
| 総 資 産           | 18,992百万円        | 18,193百万円        | 21,721百万円        | 24,488百万円                     |
| 純 資 産           | 14,720百万円        | 13,406百万円        | 14,079百万円        | 15,633百万円                     |
| 1株当たり純資産        | 683.85 円         | 662.71 円         | 241.16 円         | 268.94 円                      |

(注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分        | 第14期<br>2021年7月期 | 第15期<br>2022年7月期 | 第16期<br>2023年7月期 | 第17期<br>(当事業年度)<br>2024年7月期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高      | 10,125百万円        | 12,459百万円        | 15,467百万円        | 17,774百万円                   |
| 経 常 利 益    | 2,798百万円         | 3,213百万円         | 3,232百万円         | 3,323百万円                    |
| 当 期 純 利 益  | 1,884百万円         | 2,295百万円         | 2,264百万円         | 2,354百万円                    |
| 1株当たり当期純利益 | 88.00 円          | 107.15 円         | 37.60 円          | 40.99 円                     |
| 総 資 産      | 18,052百万円        | 16,930百万円        | 20,445百万円        | 23,129百万円                   |
| 純 資 産      | 14,076百万円        | 12,380百万円        | 12,913百万円        | 14,401百万円                   |
| 1株当たり純資産   | 653.94 円         | 611.71 円         | 221.02 円         | 247.56 円                    |

(注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金  | 当社の出資比率 | 主要な事業内容     |
|-----------------|--------|---------|-------------|
| 株式会社サイバーコンサルタント | 30 百万円 | 100.0 % | インターネット広告事業 |
| オーテ株式会社         | 2 百万円  | 100.0 % | インターネット広告事業 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (11) 主要な事業内容

2024年7月31日現在

| 事 業         | 事 業 内 容                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| コンシューマ事業    | ふるさと納税事業、トラベル事業、レストランPR事業、ポイントサービス事業等                       |
| インターネット広告事業 | アドネットワーク事業、インフルエンサーマーケティング事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業、アプリ運営事業等 |

### (12) 主要な事業所

#### ① 当社

本社 東京本社 東京都渋谷区  
営業所 関西支社 大阪府大阪市北区

(注) 2024年7月17日付で本社を移転いたしました。

② 子会社等

国内 東京都渋谷区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

2024年7月31日現在

| 従業員数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 219 (一) 名 | 11 (一) 名増   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、( ) 内に外数で記載しております。  
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

2024年7月31日現在

| 従業員数      | 前期末比増減    | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 217 (一) 名 | 11 (一) 名増 | 35.16歳 | 5.93年  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、( ) 内に外数で記載しております。  
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 174,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 58,147,188株 (自己株式526,800株を含む)  
 (3) 株主数 12,051名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                      | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------|-----------|---------|
| 株 式 会 社 テ イ ー ネ ッ ト                        | 12,480 千株 | 21.66 % |
| 株 式 会 社 あ さ ひ                              | 12,000 千株 | 20.83 % |
| 田 中 俊 彦                                    | 4,606 千株  | 7.99 %  |
| 野 口 哲 也                                    | 4,395 千株  | 7.63 %  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                   | 3,852 千株  | 6.69 %  |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )        | 800 千株    | 1.39 %  |
| 山 下 良 久                                    | 593 千株    | 1.03 %  |
| 中 村 英 生                                    | 399 千株    | 0.69 %  |
| SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社                       | 361 千株    | 0.63 %  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510597 | 337 千株    | 0.59 %  |

(注) 発行済株式の総数に対する持株数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。  
 上記のほか、自己株式526,800株を保有しております。  
 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### ① 自己株式の取得

当連結会計年度において、2023年6月30日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 175,400株  
 取得価格の総額 213百万円  
 取得した期間 2023年8月1日～2023年8月31日

#### ② 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

2023年9月7日開催の取締役会決議により、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、それに伴い定款変更を行っております。これにより、発行可能株式総数は87,000,000株、発行済株式の総数は40,764,792株、それぞれ増加しております。

(注) ①自己株式の取得に記載した取得した株式の数は、当該株式分割前の数を記載しております。

#### ③ 自己株式の消却

2023年6月30日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数 普通株式 3,000,000株  
 消却額 1,278百万円  
 消却した日 2024年1月31日



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                     | 第3回無償新株予約権                                                                             | 第4回無償新株予約権                   |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日               | 2015年12月7日                                                                             | 2021年4月26日                   |
| 新株予約権の数             | 188個                                                                                   | 100個                         |
| 新株予約権の払込金額          | 無償                                                                                     | 無償                           |
| 保有者数の区分及び人数(名)      | 当社取締役(監査等委員を除く) 1                                                                      | 当社取締役(監査等委員を除く) 1            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 56,400株                                                                           | 普通株式 30,000株                 |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 376円                                                                                   | 494円                         |
| 新株予約権の行使期間          | 自 2018年1月2日<br>至 2024年12月31日                                                           | 自 2023年4月27日<br>至 2031年4月26日 |
| 新株予約権の行使の条件         | 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。 | (注1)                         |

(注1) ① 新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日～2024年4月26日： 付与された個数の1/3

2024年4月27日～2025年4月26日： 付与された個数の2/3

2025年4月27日～2031年4月26日： 付与された個数の全て

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。

(注3) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行

っております。当該株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び2023年11月1日以降に行使する新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                    | 第1回償新株予約権                         |
|--------------------|-----------------------------------|
| 決議年月日              | 2021年4月26日                        |
| 新株予約権の数            | 1,840個                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 552,000株<br>(新株予約権1個につき300株) |
| 新株予約権の払込金額         | 新株予約権1個あたり800円                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額     | 新株予約権1個あたり130,500円<br>(1株あたり435円) |
| 新株予約権の行使期間         | 自 2022年7月期決算確定日<br>至 2027年5月13日   |
| 新株予約権の行使の条件        | (注)                               |

(注1) ① 新株予約権者は2022年7月期から2025年7月期までの4事業年度(以下、「判定期間」という。)のいずれかにおいて、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に記載された営業利益が下記に掲げる水準を満たすことを条件として、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、本件新株予約権を行使することができる時期及び個数には下記②で定める条件を設けるものとする。

- (a) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が42億円を超過した場合  
権利行使可能割合30%
- (b) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が45億円を超過した場合  
権利行使可能割合100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとする。有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とする。

営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転及び会社分割等（本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限る。以下「合併等」という。）に起因した増加と取締役会が認める場合には、連結損益計算書記載の営業利益の額から合併等に起因した営業利益の増加分を控除する。

- ② 新株予約権者は上記①(a)又は(b)に定める条件を達成した場合、当該条件達成事業年度の翌事業年度以降においては以下に定められた割合の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

(イ) 上記①(a)に定める条件を達成した場合

- ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の15%
- ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の30%

(ロ) 上記①(b)に定める条件を達成した場合

- ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の50%
- ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の全部

なお、上記①(a)及び(b)に定める条件が段階的に達成された場合は、上記(ロ)のうち、条件を達成した事業年度の翌事業年度に行使可能な新株予約権の個数を「付与された個数の35%」に読み替えた上で、各条件の達成毎に行使可能となる本新株予約権の個数を合算した個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑥ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注2) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び2023年11月1日以降に行使する新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

| 地 位          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長      | 田 中 俊 彦 | 代表プロジェクト本部本部長                                                                                                                                                                                                                                       |
| 代表取締役社長      | 野 口 哲 也 |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 専 務 取 締 役    | 文 田 康 博 | コーポレート統括本部本部長                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役        | 溝 田 吉 倫 | アドプラットフォーム事業本部本部長                                                                                                                                                                                                                                   |
| 取 締 役        | 田 中 邦 裕 | さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高<br>経営責任者<br>株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長<br>株式会社i-plus 社外取締役<br>BBSakura Networks株式会社 社外取締役<br>株式会社ABEJA 社外取締役<br>特定非営利活動法人日本データセンター協会 理事長<br>ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役<br>一般社団法人関西経済同友会 常任理事<br>一般社団法人ソフトウェア協会 会長<br>株式会社Tellus 取締役 |
| 取 締 役        | 嶋 聡     | 株式会社MIXI 社外取締役<br>株式会社ネオキャリア 社外取締役<br>ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役                                                                                                                                                                                        |
| 取締役（常勤監査等委員） | 轟 幸 夫   | 株式会社ジーニー 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社サイバーコンサルタント 監査役<br>オーテ株式会社 監査役                                                                                                                                                                                         |
| 取締役（監査等委員）   | 石 本 忠 次 | 株式会社メンターキャピタルホールディングス 代表取<br>締役<br>ユナイテッド株式会社 社外取締役<br>ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>サンブリッジ株式会社 社外監査役<br>株式会社Blue Planet-works 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社ツクルバ 社外取締役（監査等委員）                                                                                    |
| 取締役（監査等委員）   | 高 木 明   | 高木公認会計士事務所 所長<br>ビットバンク株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社REXEV 社外監査役<br>エルピクセル株式会社 社外監査役<br>株式会社KIC 代表取締役<br>株式会社アルゴリズム 社外監査役                                                                                                                                |

- (注) 1. 取締役田中邦裕氏、嶋聡氏、轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、経営監視機能の強化及び向上を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員轟幸夫氏及び監査等委員石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会

計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査等委員高木明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役田中裕祐氏、嶋聡氏、轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

なお、次回更新時も同内容で更新する予定です。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

| 役員区分                       | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|---------------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 247<br>(12)         | 216<br>(12)     | —<br>(—)    | 30<br>(—)  | 6<br>(2)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 21<br>(21)          | 21<br>(21)      | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |
| 合計<br>（うち社外役員）             | 268<br>(33)         | 238<br>(33)     | —<br>(—)    | 30<br>(—)  | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 2021年10月22日の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額400百万円以内、加えて別枠でストックオプションとして新株予約権を年額80百万円以内と決議いただいております。また、同定時株主総会において、別枠で、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いただいております。なお、当該報酬は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を3事業年度の初年度に一括して割り当ててを想定しており、実質的には年間100,000株（端数切捨て）以内、年額100百万円以内に相当することとなります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。
2. 2021年10月22日の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

①報酬の内容に関する基本方針

当社は、2021年4月20日開催の取締役会及び2021年10月22日開催の取締役会において、当社の取締役の報酬を、優秀な人材の確保及び当社の企業価値の向上と持続的成長に向けた業務遂行のインセンティブとして十分に機能するようにすることを基本方針として決定しております。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを原則とし、報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「ストックオプション等の株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

②取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

(a) 基本報酬方針

2021年10月22日開催の株主総会で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等を年額30百万円以内と決定済みであり、同業他社等との比較、利用可能な外部専門機関による経営者報酬の調査データなどを踏まえた上で、個々の職務と責任に応じた額とする。

(b) 金銭報酬として基本報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬額については取締役会で代表取締役社長に一任することを決議した上で決定する。なお、当事業年度においては、2021年10月22日の取締役会決議に基づき代表取締役社長である野口哲也に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を一任することを決定済みである。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行う必要があり、社業全般に精通している代表取締役社長が最も適任と考えられるためである。

代表取締役社長は、各取締役の役位、業務内容や職責（常勤・非常勤の別、業務執行の有無、管掌範囲等）、在任年数等に基づき、優秀な人材の確保が可能な金額であることを前提に、目標に対する成果評価を勘案の上報酬等の内容を検討し、独立社外取締役で構成される任意の機関である「独立社外取締役諮問委員会」に諮問し、その答申を得た上でこれを決定する。なお、基本報酬は、年額を月額均等割りの固定金銭報酬とする。

(c) 非金銭報酬としてストックオプション等の株式報酬

2011年6月7日開催の株主総会、2017年10月27日開催の株主総会及び取締役会並びに2021年4月26日の取締役会の決議に基づき各取締役に対するストックオプション付与の有無、付与数を決定済みである。また、2021年10月22日開催の株主総会の決議に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の支給を決定済みである。当社の取締役には、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプション等（株式報酬）を支給する。その額は固定報酬とのバランスを取りながら、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への支給額を決定する。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、独立社外取締役諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。



(6) 社外役員に関する事項

| 地 位              | 氏 名   | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                        | 主な活動状況                                                                                                      |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役              | 田中 邦裕 | さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高経営責任者<br>株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長<br>株式会社i-plus 社外取締役<br>BBSakura Networks株式会社 社外取締役<br>株式会社ABEJA 社外取締役<br>特定非営利活動法人日本データセンター協会 理事長<br>コメノソラホールディングス株式会社 社外取締役<br>一般社団法人関西経済同友会 常任理事<br>一般社団法人ソフトウェア協会 会長<br>株式会社Tellus 取締役 | 当事業年度開催の取締役会には、18回中17回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレートガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。 |
| 取締役              | 嶋 聡   | 株式会社MIXI 社外取締役<br>株式会社ネオキャリア 社外取締役<br>ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役                                                                                                                                                                                    | 当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレートガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。 |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 轟 幸夫  | 株式会社ジーニー 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社サイバーコンサルタント 監査役<br>オート株式会社 監査役                                                                                                                                                                                     | 当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また監査等委員会には、20回中20回出席し、インターネット広告業界における他社監査役の経験と税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。       |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 石本 忠次 | 株式会社メンターキャピタルホールディングス 代表取締役<br>ユナイテッド株式会社 社外取締役<br>ビジショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>サンブリッジ株式会社 社外監査役<br>株式会社Blue Planet-works 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社ツクルバ 社外取締役（監査等委員）                                                                                   | 当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また監査等委員会には、20回中20回出席し、主に税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。                             |

|                |      |                                                                                                                          |                                                                                   |
|----------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 高木 明 | 高木公認会計士事務所 所長<br>ビットバンク株式会社 社外取締役<br>(監査等委員)<br>株式会社REXEV 社外監査役<br>エルピクセル株式会社 社外監査役<br>株式会社KIC 代表取締役<br>株式会社アルゴリズム 社外監査役 | 当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また監査等委員会には、20回中20回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。 |
|----------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|

(注) 株式会社サイバーコンサルタント、オーテ株式会社は、当社連結子会社であります。上記兼職先のうち、同社以外の会社につきましては、当社との間に特別な利害関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 39百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
  - (b) 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、社内にも内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けております。
  - (c) 代表取締役社長は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
  - (d) 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
  - (e) 当社は、役員及び使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則に基づき適正に処分いたします。
  - (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
  - (g) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。
  - (b) 大規模災害等が発生した場合に備え事業継続計画（BCP）を策定しております。万一、事業停止となった場合に速やかに再開できる手順や体制を整えると共に緊急連絡体制を構築するなど、緊急時における適切なリスク管理体制を整備しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
  - (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
  - (b) 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づいて当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施しております。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置するものとします。
- (b) 監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告いたします。
- (c) 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。子会社の業務活動について内部監査を実施しております。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制  
子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができるものとします。
- (9) 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- (b) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- (d) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備すると共に、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を18回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員に対して、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。また、社内に内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けることで、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うと共に、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査等委員会監査に関する事項

常勤監査等委員は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の維持及び持続的な成長のための原資を確保しつつ、業績の推移や財務状況、内部留保等を総合的に勘案し、機動的な株主還元を実施しております。具体的には、2024年7月期から2027年7月期までの4年間は配当性向50%を目安とした配当の実施に、株価水準や市場環境等に応じた機動的な自己株式の取得を加えた、総還元による株主還元を目指します。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。なお、配当の決定機関は、取締役会であります。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては、2024年7月31日を基準日として1株当たり22円の配当を実施することを2024年9月12日開催の取締役会において決議しておりますので、当事業年度の年間配当は1株当たり22円となります。

その他、自己株式の取得につきましては、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な検討を行ってまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,383	流動負債	8,730
現金及び預金	18,602	買掛金	713
売掛金	1,626	未払金	1,353
前払費用	830	未払法人税等	476
その他	324	預り金	2,897
貸倒引当金	△0	賞与引当金	84
固定資産	3,104	販売促進引当金	2,548
有形固定資産	1,048	ポイント引当金	1
建物	413	その他	654
工具、器具及び備品	160	固定負債	125
その他	474	資産除去債務	124
無形固定資産	279	その他	0
ソフトウェア	199	負債合計	8,855
のれん	5	(純資産の部)	
その他	73	株主資本	15,445
投資その他の資産	1,777	資本金	152
投資有価証券	477	資本剰余金	73
繰延税金資産	939	利益剰余金	15,446
その他	359	自己株式	△227
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	51
資産合計	24,488	その他有価証券評価差額金	51
		新株予約権	136
		純資産合計	15,633
		負債・純資産合計	24,488

連結損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	18,735
売上原価	32
売上総利益	18,702
販売費及び一般管理費	15,153
営業利益	3,549
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	0
為替差益	22
その他	3
営業外費用	
投資有価証券評価損	46
寄附金	67
その他	0
経常利益	115
特別利益	3,459
投資有価証券売却益	39
国庫補助金受贈益	4
特別損失	
本社移転関連費用	53
その他	4
税金等調整前当期純利益	3,446
法人税、住民税及び事業税	1,176
法人税等調整額	△150
当期純利益	2,420
親会社株主に帰属する当期純利益	2,420

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	152	102	15,071	△1,387	13,938
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△772	—	△772
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,420	—	2,420
自己株式の取得	—	—	—	△213	△213
自己株式の処分	—	△53	—	95	41
自己株式の消却	—	△1,278	—	1,278	—
譲渡制限付株式報酬	—	29	—	—	29
利益剰余金から資本剰 余金への振替	—	1,273	△1,273	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△28	374	1,160	1,506
当期末残高	152	73	15,446	△227	15,445

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	30	30	110	14,079
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△772
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	2,420
自己株式の取得	—	—	—	△213
自己株式の処分	—	—	—	41
自己株式の消却	—	—	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	29
利益剰余金から資本剰 余金への振替	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	21	21	25	47
当期変動額合計	21	21	25	1,553
当期末残高	51	51	136	15,633

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,530	流動負債	8,603
現金及び預金	16,912	買掛金	688
売掛金	1,491	未払金	1,291
前渡金	14	未払費用	138
前払費用	824	未払法人税等	437
その他	287	前受金	29
貸倒引当金	△0	預り金	2,897
固定資産	3,598	賞与引当金	84
有形固定資産	1,048	販売促進引当金	2,548
建物	413	ポイント引当金	1
機械及び装置	236	その他	485
工具、器具及び備品	159	固定負債	124
土地	2	資産除去債務	124
建設仮勘定	236	負債合計	8,728
無形固定資産	190	(純資産の部)	
特許権	1	株主資本	14,212
ソフトウェア	142	資本金	152
その他	46	資本剰余金	74
投資その他の資産	2,359	資本準備金	74
投資有価証券	474	利益剰余金	14,213
関係会社株式	603	その他利益剰余金	14,213
繰延税金資産	921	自己株式	△227
その他	359	評価・換算差額等	51
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	51
		新株予約権	136
資産合計	23,129	純資産合計	14,401
		負債・純資産合計	23,129

損 益 計 算 書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,774
売 上 原 価		32
売 上 総 利 益		17,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,304
営 業 利 益		3,437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
助 成 金 収 入	2	
そ の 他	0	3
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	46	
寄 附 金	67	
そ の 他	2	116
経 常 利 益		3,323
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39	
国 庫 補 助 金 受 贈 益	4	44
特 別 損 失		
本 社 移 転 関 連 費 用	53	
そ の 他	4	58
税 引 前 当 期 純 利 益		3,310
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,098	
法 人 税 等 調 整 額	△143	955
当 期 純 利 益		2,354

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	152	74	28	102	13,904	13,904
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△772	△772
当期純利益	-	-	-	-	2,354	2,354
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△53	△53	-	-
自己株式の消却	-	-	△1,278	△1,278	-	-
譲渡制限付株式報酬	-	-	29	29	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	1,273	1,273	△1,273	△1,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△28	△28	308	308
当期末残高	152	74	-	74	14,213	14,213

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,387	12,771	30	30	110	12,913
当期変動額						
剰余金の配当	-	△772	-	-	-	△772
当期純利益	-	2,354	-	-	-	2,354
自己株式の取得	△213	△213	-	-	-	△213
自己株式の処分	95	41	-	-	-	41
自己株式の消却	1,278	-	-	-	-	-
譲渡制限付株式報酬	-	29	-	-	-	29
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	21	21	25	47
当期変動額合計	1,160	1,440	21	21	25	1,487
当期末残高	△227	14,212	51	51	136	14,401

独立監査人の監査報告書

2024年9月18日

株式会社アイモバイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年9月18日

株式会社アイモバイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2023年8月1日から2024年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月26日

株式会社アイモバイル 監査等委員会

常勤監査等委員 轟 幸 夫 ㊟

監査等委員 石 本 忠 次 ㊟

監査等委員 高 木 明 ㊟

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	田 中 俊 彦 (1979年2月5日生)	2000年4月 カルビー株式会社入社 2001年2月 株式会社オービーエム入社 2001年9月 株式会社エムスタ入社 2002年9月 アドデジタル株式会社入社 2006年1月 株式会社サイバーコンサルタント設立 同社代表取締役社長 2007年8月 当社設立 当社代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役会長（現任） 2018年8月 当社代表プロジェクト本部 本部長（現任）	4,606,300株
2	野 口 哲 也 (1974年4月14日生)	1999年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2004年7月 アーサー・D・リトル・ジャパン株式会社入社 2007年8月 当社取締役 2017年10月 当社代表取締役社長（現任）	4,395,500株
3	文 田 康 博 (1969年11月2日生)	1994年5月 ジャスフオート株式会社入社（現 株式会社キタムラ） 2008年1月 株式会社ブロードリーフ入社 2014年8月 株式会社オークローンマーケティング入社 2019年9月 当社入社 当社経営企画部部長 2020年7月 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長 兼 経営企画部部長 2021年2月 当社執行役員 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長 2021年10月 当社取締役 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長 2023年10月 当社専務取締役 コーポレート統括本部 本部長（現任）	150,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	みぞ 溝 田 吉 倫 (1980年10月21日生)	2003年10月 2005年8月 2009年3月 2013年8月 2015年1月 2015年8月 2015年10月 2017年10月 2018年10月 2019年8月	株式会社レオパール入社 株式会社グローバル住販入社 当社入社 当社アドネットワーク事業部本部長 当社執行役員 当社取締役 当社アドプラットフォーム事業本部本部長（現任） 当社代表取締役副社長 当社取締役副社長 当社取締役（現任） オーテ株式会社取締役	114,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	田中邦裕 <small>た なか くに ひろ</small> (1978年1月14日生)	1998年4月 株式会社インフォレスト設立 同社代表取締役 1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 同社代表取締役社長 2000年12月 同社代表取締役副社長 2004年6月 同社取締役最高執行責任者 2007年11月 同社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2008年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2009年8月 株式会社田中邦裕事務所設立 同社代表取締役社長 (現任) 2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティ ング代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2015年7月 さくらインターネット株式会社最高経営 責任者 (現任) 2016年10月 当社社外取締役 (現任) 2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティ ング取締役 2019年6月 株式会社i-plus社外取締役 (現任) 2019年8月 BBSakura Networks株式会社社外取締 役 (現任) 2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役 (現任) 2021年6月 特定非営利活動法人日本データセンター 協会理事長 (現任) 2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社社 外取締役 (現任) 2022年6月 一般社団法人関西経済同友会常任理事 (現任) 2022年6月 一般社団法人ソフトウェア協会会長 (現 任) 2022年6月 株式会社Tellus取締役 (現任) 2022年10月 オープンストリームホールディングス株 式会社社外取締役	18,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	しま さとし 嶋 聡 (1958年4月25日生)	<p>1986年4月 財団法人松下政経塾（現：公益財団法人松下政経塾） 卒塾</p> <p>1994年4月 同法人東京政経塾代表</p> <p>1996年10月 衆議院議員 当選 以後3期連続当選</p> <p>2005年11月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）社長室長</p> <p>2014年4月 同社 顧問</p> <p>2014年4月 ソフトバンクモバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社）特別顧問</p> <p>2015年4月 多摩大学客員教授</p> <p>2017年4月 株式会社みんれび（現 株式会社よりそ）社外取締役</p> <p>2017年6月 株式会社ボルテックス社外取締役</p> <p>2017年6月 株式会社ミクシィ（現 株式会社MIXI）社外取締役（現任）</p> <p>2017年12月 株式会社オークファン社外取締役</p> <p>2018年10月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年12月 株式会社ネオキャリア社外取締役（現任）</p> <p>2019年8月 株式会社アウトソーシングテクノロジー社外取締役</p> <p>2020年3月 ハンファソリューショonz株式会社社外取締役（現任）</p>	10,500株
7	※ さい ますみ 崔 真淑 (1983年1月17日生) (戸籍上の氏名： 石原 真淑)	<p>2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）入社</p> <p>2016年3月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ代表取締役（現任）</p> <p>2016年4月 エイボン・プロダクツ株式会社（現 エフエムジー&ミッション株式会社）社外取締役</p> <p>2019年6月 株式会社シーボン社外取締役</p> <p>2021年6月 株式会社カオナビ社外取締役</p> <p>2022年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2024年5月 株式会社ライズ・コンサルティング・グループ社外取締役（現任）</p> <p>2024年9月 当社顧問（現任）</p>	—

(注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。

①取締役候補者田中俊彦氏は、共同創業者として2007年8月に当社代表取締役に就任以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、複数の事業の収益化を果たすなど、成長の基盤づくりに尽力してまいりました。今後も豊富な経験を活かし、新たな成長事業を創出すると共に、経営幹部の育成など、創業者精神の涵養を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。

②取締役候補者野口哲也氏は、共同創業者として当社を創業し、主に技術面において専門性の高い知識と経験により当社の成長に寄与してまいりました。2017年10月に当社代表取締役社長に就任した後は、事業、管理面においてもその豊富な見識と優れた手腕によ

り成長を牽引してまいりました。今後もビジネスモデルの変革、成長戦略など当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。

- ③取締役候補者文田康博氏は、上場企業の経営企画部長や事業戦略部長などを歴任し、経営戦略や事業戦略立案経験が豊富であります。入社以来、豊富な業務経験を活かした財務戦略や経営計画の策定、IR等に携わり、当社の成長戦略を牽引してまいりました。2020年7月には当社執行役員に就任し、コーポレート体制強化を推進することで当社の成長を支えてまいりました。同氏は公共政策にも精通しており、幅広い職務経験と知見は、今後も当社の成長戦略の推進及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を通じ、企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。
- ④取締役候補者溝田吉倫氏は、入社以来、事業に関する豊富な業務経験と専門知識を有し、当社のアドネットワーク事業を牽引し、2015年1月からは事業部門担当役員として事業領域の拡大や収益構造の変革を推進するなど、当社の成長を支えてまいりました。専門性の高い事業に対する見識と実績に裏付けされたノウハウを有しており、今後も当社の企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待しております。
4. 田中邦裕氏、嶋聡氏及び崔真淑氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たすと共に、独立役員としての届け出を行っております。
5. 田中邦裕氏及び嶋聡氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって田中邦裕氏が8年、嶋聡氏が6年であります。
6. 各社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
 - ①社外取締役候補者田中邦裕氏は、長年にわたりさくらインターネット株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待しております。
 - ②社外取締役候補者嶋聡氏は、衆議院議員としての豊富な経験を有しているほか、その経歴から企業創業者に近い立場で新規ビジネスをはじめとする成長企業における各事業活動に関する幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待しております。
 - ③社外取締役候補者崔真淑氏は、コーポレート・ガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な知識や、エコノミストや研究活動を通して培った、経済学に基づいた企業・資本市場分析に関する経験や金融リテラシーを活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待しております。
7. 当社は田中邦裕氏及び嶋聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、崔真淑氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で損害賠償責任の限定に関する上記と同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者が取締役選任に就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

氏名	取締役会 出席状況	在任 年数	専門性 (◎は社外役員に特に期待する分野)					監査等 委員会
			企業 経営	事業 戦略	営業/ 業界	IT/ 開発	経営企画/ 財務/管理	
田中 俊彦	18/18回 (100%)	17年	●	●	●			
野口 哲也	18/18回 (100%)	17年	●	●	●	●		
文田 康博	18/18回 (100%)	3年	●	●			●	●
溝田 吉倫	18/18回 (100%)	9年		●	●			
田中 邦裕 <small>社外 独立</small>	17/18回 (94%)	8年	◎	●	●	●		
嶋 聡 <small>社外 独立</small>	18/18回 (100%)	6年	◎	●	●		●	●
崔 真淑 <small>社外 独立</small>	—	—	●				◎	
轟 幸夫 <small>社外 独立</small>	18/18回 (100%)	5年			●		◎	◎
石本 忠次 <small>社外 独立</small>	18/18回 (100%)	9年			●		◎	●
高木 明 <small>社外 独立</small>	18/18回 (100%)	9年			●		◎	●

※在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の監査役としての在任年数を含みます。

社外 社外取締役 独立 独立役員

当社が取締役に期待する役割は以下のとおりです。

項目	選定理由
企業経営	持続的な成長を通じて企業価値の向上を実現するためには、企業経営全般における知識に加え、意思決定やリーダーシップの経験及び、中長期的な経営戦略の策定・遂行に関する豊富な知識・経験を有する取締役会メンバーが必要となるため。
事業戦略	事業環境の変化や市場トレンドを的確に捉え、顧客や利用者のニーズに応えるサービスを提供し続けるためには、事業戦略・マーケティング戦略を推進していく豊富な知識と経験を有する取締役会メンバーが必要となるため。

営業/業界	急速に変化する社会の中で、顧客や利用者のニーズに迅速に対応し、付加価値の高いサービスを提供し続けるためには、業界特性を熟知し、営業戦略の策定・実行に関する豊富な知識と経験を持つ取締役会メンバーが必要となるため。
IT/開発	技術革新を通じて企業価値の向上を実現するためには、インターネット業界に関する新たな技術知識に加え、先鋭的なデジタル技術を取り入れた効率的な事業運営や技術戦略・研究開発を推進していく豊富な知識と経験を有する取締役会メンバーが必要となるため。
経営企画/財務/管理	競争力向上や資金の効率的な運用を通じて企業価値の向上を実現するためには、当社の最大の資産である「人材」の育成を実現し、従業員のエンゲージメントを向上させると共に、正確な財務報告や強固な財務基盤を構築し、投資と株主還元をバランスよく判断できる経営企画・財務・管理分野に関する豊富な知識と経験を有する取締役会メンバーが必要となるため。
法務/リスク管理	事業の安定的な運営を通じて持続的な企業価値の向上を実現するためには、法律及び政治・行政分野に関する深い知識に加え、知財戦略を推進する能力及び適切なガバナンス体制の構築、並びにリスクマネジメントに関する豊富な知識と経験を有する取締役会メンバーが必要となるため。

企業経営：企業経営経験の有無や経営戦略に関する専門性

事業戦略：事業戦略やマーケティングに関する専門性

営業/業界：営業戦略及びインターネット広告等の業界に関する専門性

IT/開発：ITにおける技術戦略・研究開発に関する専門性

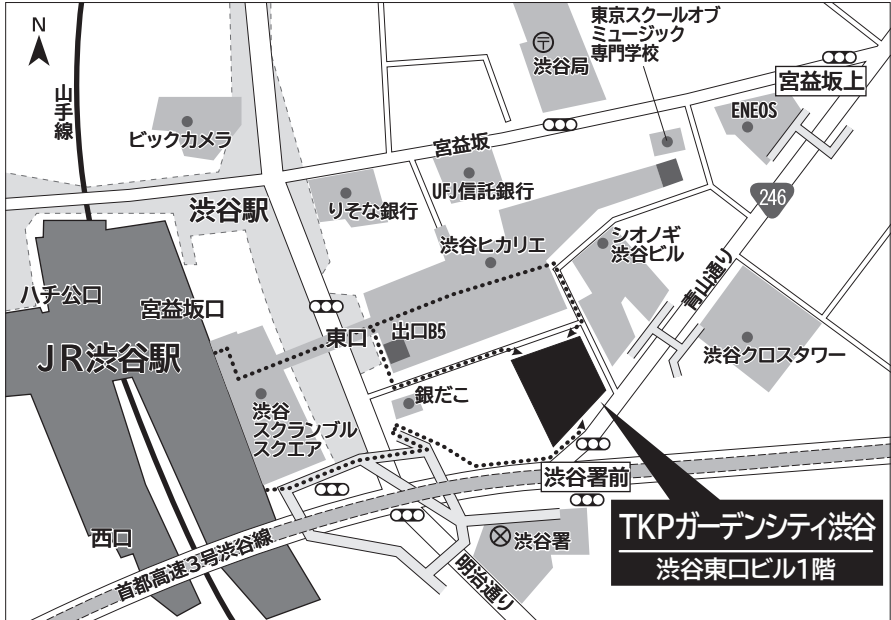
経営企画/財務/管理：経営企画、M&A及び財務会計、管理会計並びに人材戦略などコーポレート業務に関する専門性

法務/リスク管理：法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメント及び政治・行政に関する専門性

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都渋谷区渋谷 2丁目22番 3号
TKPガーデンシティ渋谷
ホールA（渋谷東口ビル1階）
電話番号03-6418-1073



〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
中央改札より徒歩4分
- 東京メトロ半蔵門線・副都心線・東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線「渋谷」駅
徒歩5分

以上